

## ■ 駐車施設の附置基準概要

対象地域	建築物の用途	適用される建築物	附置台数	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場整備地区</li> <li>・ 指定地域</li> </ul>	特定用途	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	床面積 150 m <sup>2</sup> ごとに1台	床面積 6,000 m <sup>2</sup> 未満は緩和措置あり
	非特定用途	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 超	床面積 450 m <sup>2</sup> ごとに1台	床面積 6,000 m <sup>2</sup> 未満は緩和措置あり
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺地区</li> </ul>	特定用途	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 超	床面積 150 m <sup>2</sup> ごとに1台	床面積 6,000 m <sup>2</sup> 未満は緩和措置あり

(注) 本基準は平成24年10月1日以降の着工分について適用されます。

それ以前に着工される場合は、旧条例による附置基準が適用されますのでご注意ください。

※指定地域は、小郡地域の榎野川以西かつ四十八瀬川以南の地域に指定する商業地域及び近隣商業地域

※周辺地区は、指定地域に接する準工業地域

※特定用途（駐車場法施行令第18条）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場